

# 市内セブン・イレブン各店舗へのAED設置

平成30年11月1日から、有事の際に心肺機能停止となった傷病者に有効な救命装置となる、自動体外式除細動器（AED）を、これまでの市内公共施設への配備に加え、市内セブン・イレブン各店舗（一部を除く）に設置をしています。

地域にとって身近で、休日・夜間問わず24時間対応可能なコンビニエンスストアへ設置することで、迅速な救命活動とそれに伴う救命率の向上を図り、安全で安心なまち福生を目指します。

設置店舗名	住所	設置店舗名	住所
武蔵野台店	武蔵野台1-25-3	福生北田園2丁目店	北田園2-15-7
福生武蔵野台1丁目店	武蔵野台1-15-4	福生牛浜駅東店	熊川943-1
東福生駅南店	福生2131-1	福生牛浜駅南店	牛浜90
福生駅前東口店	福生781-1	横田基地前店	熊川1411-6
福生西口店	本町142	福生熊川神社前店	熊川638-1
横田第2ゲート店	福生2262-1	福生南田園1丁目店	南田園1-14-9
福生志茂店	志茂37-4	福生熊川店	熊川206-1

※各店舗に設置されているAEDは、**取りに来られた方が必ず** 使用してください。

## 福生市地域防災計画が新しくなりました！

地域防災計画は市の防災対策の根幹となる計画ですが、熊本地震や平成30年7月豪雨など近年の大規模な災害を踏まえて、内容の修正を行いました。

詳しくはみなさまにお届けしている「福生市地域防災計画概要版」を御覧ください。  
※福生市地域防災計画(平成30年修正)は、[市のホームページ](#)で御覧になれます。

掲載ページのQRコード



今回のテーマ  
「反射材用品を  
使いましょう！」

## 第8回たっけー☆☆の交通安全教室

### ～交通安全クイズ～

夜間に黒色の服装を着て、反射材用品を身につけていない歩行者を、ドライバーは何メートル手前で視認(いることが見えて確認できている状態)できるでしょう？

- ① 約100m
- ② 約60m
- ③ 約30m

こたえ

こたえは③の約30m!  
日が暮れていると、車がライトを点灯していても、思った以上に車からあなたは見えません！  
特に、冬場は、日が暮れるのが早く、暗い色の防寒着を着る機会が多いので注意が必要です！

## 反射材を利用しましょう！

反射材用品を着用すると、車のライトの光を反射することで、未着用時より遠い距離からドライバーがあなたに気づきます。  
手首や足首だけでなく、バッグなどにもつけることができるのでとても便利です！



※様々な条件により、視認できる距離は変わります。  
～参考資料～ 内閣府ホームページ「反射材について」

## あんまち!! 徒然コラム - 消防団の任務 -



「消防団って何をやるの?」今回は、よく聞くその質問にお答えします。  
消防団の活動は、実は火災時の消火活動だけではありません。火災消火の基本的な操作の習得を目指すための手順である、ポンプ操法訓練を行うのはもちろんのこと、大雨や台風による風水害が発生した時には、昼夜を問わず市内を警戒し、危険を未然に防いでいます。



その他にも、春と秋に火災予防の啓発運動として市内巡回を行う等、色々な広報活動をしたり、福生七夕まつりや各町会・自治会等のお祭りでの警戒活動、福生市総合防災訓練や各町会・自治会での防災指導等も行っています。

このように、福生市消防団では非常時・平常時を問わず、「自分たちのまちは、自分たちで守る」の気持ちを強く持ち、市民のみなさんが安心して暮らせるよう、日々努力して消防団活動を続けています。

引き続き、消防団活動に対するご理解、ご協力、そしてより一層のお力添えをよろしくお願いいたします。



### 火災から文化財を守る

## 文化財防火演習を行います!



1月26日は文化財防火デーです。  
福生市では、文化財を火災から守るため、消防署・消防団・自主防災組織が連携して文化財防火演習を実施しています。  
今年の演習は、次のとおり実施予定です。市民のみなさんのご来場をお待ちしています。ぜひ、一度ご覧ください!

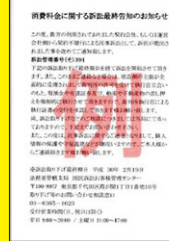
■平成31年1月26日(土)  
午前9時30分から  
ふくしょういん  
■福生院(熊川716)で実施!

※小雨決行

## 法務省や地方裁判所等をかたる公的機関からのハガキや封書に注意!

注意!!

“消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ”など、偽の訴訟案件を記載した架空請求のハガキや封書が、市内に届いています。  
もっともらしい文面に焦ってしまいがちですが、落ち着いて冷静に対応しましょう。



●身に覚えのないものは無視をする!  
「民事訴訟」、「裁判」、「差し押さえ」等の表現が記載されているようですが、身に覚えのない請求には応じる必要はありません。

●ハガキに記載されてある連絡先に電話をしない!

記載されている連絡先に電話をしてしまうと、氏名等を聞き出され、個人情報を提供してしまうこととなります。また、執拗に金銭の請求をされ、高額な金額を支払ってしまう恐れがあります。

●警察へ連絡する  
ハガキや封書が届いた際は、ひとりで悩まずに、周りの人や福生警察署(042-551-0110)に相談しましょう。